

---

# ブリヂストングループ

## GLOBAL SUSTAINABLE PROCUREMENT POLICY

グローバルサステナブル調達ポリシー

バージョン 3.0

2024 年 1 月

# 目次

はじめに .....	03
ブリヂストンの企業理念 .....	04
ブリヂストンの調達ミッション .....	06
100%サステナブルマテリアル化とカーボンニュートラル化に向けて .....	08
持続可能な天然ゴム調達への取り組み .....	10
グローバルサステナブル調達ポリシー.....	13
透明性 .....	15
コンプライアンス .....	16
QCD(品質、コスト、供給)&イノベーション.....	17
持続可能な調達活動 .....	18
付属書 I –用語とその定義 .....	31
付属書 II –参照資料 .....	36

# はじめに

世界中の様々な業界で、持続可能な調達活動を目指す動きが拡がり、各社での取り組みが進んでいます。このような取り組みの基盤となるのは環境に配慮した調達活動ですが、お取引先様に対して、人権の尊重、責任ある労働慣行および優れたガバナンスのもとでの経営といった更なる期待を設定させていただくこともこれに含まれています。

タイヤ・ゴム業界におけるグローバルリーディングカンパニーとして、ブリヂストングループ(以下「ブリヂストン」または「当社」)は製品品質の向上に努めるとともに、年々高まる様々なグローバルレベルでの要求についても十分に応えることに常に注力しています。ブリヂストンは、2050年へ向けて、サステナブルなソリューションカンパニーへと進化していくため、当社が掲げる「Bridgestone E8 Commitment」で定める8つの価値を、社会・お客様・パートナー・お取引先様と共に創出し、持続可能な社会を支えています。その中で、当社は森林破壊やカーボンニュートラル化といった一般的に議論される環境問題だけではなく、労働者の権利、土地利用、水利用と水質、その他多くの重要な要素を広く包含した持続可能な調達活動に誠実に取り組んでいます。また、この活動を通じ、環境、社会、およびガバナンスを害することなく、品質、コスト、供給(QCD)の各面において、お取引先様とともに高いレベルを達成することを目指しています。

持続可能な調達活動を推進するために、ブリヂストンは、コンプライアンス、安全性およびQCD改善の新たな機会をお取引先様と協力しながら創出します。さらに、環境への取り組み、人権の尊重、公正な労働慣行への支援および透明性の向上を通してサプライチェーン全体のCSR活動のレベルアップに向けた支援活動を継続していくとともに、地域社会に対しても積極的に貢献していきます。

ブリヂストンは、お取引先様と共に当社「グローバルサステナブル調達ポリシー」をサプライチェーン全体に浸透させていくことを通じ、お客様と社会との共通価値の創造を進めていきます。

この「グローバルサステナブル調達ポリシー」のバージョン3.0での改訂を踏まえ、ブリヂストンは、持続可能な調達活動への取り組みを改めて強化していきます。

バージョン1.0でもお伝えしたとおり、ブリヂストンはステークホルダーの皆様と常に協力して、現在の社会からの期待を確実に反映したポリシーとするよう努めていきます。

---

# ブリヂストンの企業理念

---

# ブリヂストンの企業理念

## 使命

### 「最高の品質で社会に貢献」

私たちは、商品、サービス、技術にとどまらず、あらゆる企業活動において、お客様にとっていちばんよいものは何かを追求し、提供します。そして、企業の利益のためだけでなく、広く社会の発展に寄与し、世界中の人々の安全と、快適な生活を支えます。この使命を果たすことにより、世界中の全ての人に信頼され、自らも誇りを持てる企業を目指します。

## 心構え

### 「誠実協調」

常に誠意をもって、仕事、人、社会と向き合うこと。そして、異なる才能、価値観、経験、性別や人種といった多様性を尊重し、協調し合うことで、よい結果へと結びつけること。

### 「進取独創」

世の中で起こっていることを、常にお客様の目線で理解すること。その上で、将来何が起こるかを想像し、より一層社会の役に立つ様々な「創造」に、積極的に挑戦すること。人の真似ではない方法で、世の中の新しい需要を作り出すこと。

### 「現物現場」

現場に足を運び、「真実」を自らの目で確かめること。現状を是とせず、本来「あるべき姿」と照らし合わせ、最善へと向かうための意思決定を行うこと。

### 「熟慮断行」

物事を遂行する際は、様々な場面やあらゆる可能性を想定し、深く考えること。「本質は何か」を見定め、進むべき方向を決断すること。そして、スピード感をもって、忍耐強くやり遂げること。

---

# ブリヂストンの調達ミッション

---

# ブリヂストンの調達ミッション

ブリヂストンの調達におけるミッションは、“持続可能な調達活動を通じ社会価値を創造する”ことです。

ブリヂストンは、長期的に環境、社会、経済をよりよくしていくため、次に掲げる4項目をサプライチェーン全体に浸透させていくことで、持続可能な社会と価値創造の実現に向け、誠実に取り組みます。

1. 透明性
2. コンプライアンス
3. QCD(品質、コスト、供給) & イノベーション
4. 持続可能な調達活動

---

# 100%サステナブルマテリアル化と カーボンニュートラル化に向けて



# 100%サステナブルマテリアル化と カーボンニュートラル化に向けて

ブリヂストンは、全てのお取引先様にこの「グローバルサステナブル調達ポリシー」(以下「ポリシー」)の遵守にご協力をいただきたいと考えております。

ブリヂストンは、2050年を見据えた環境長期目標として「100%サステナブルマテリアル化」を掲げていますが、達成に向けた道のりは容易ではなく、ブリヂストンのみで達成できるものではありません。事業を持続可能なものとするために、ブリヂストンは、業界における相互支援に加え、国際的に認知された基準やツールも活用していきます。

ブリヂストンは引き続き、2050年を見据えた環境長期目標においてカーボンニュートラル化を目指すことを明確に示すとともに、2030年に向けて当社が排出するCO<sub>2</sub>総量の50%削減(2011年対比)という中間目標を掲げています(スコープ1および2)。マイルストーン2020の下、当社の資源生産性は向上しましたが、イノベーションをさらに加速し、再生資源および再生可能資源由来の原材料の使用率を2030年までに40%に引き上げます。また、カーボンニュートラル化に向けた取り組みは、ブリヂストンのお取引先様を含むバリューチェーン全体で実施する必要があります(スコープ3)。これらの各項目および対象者については、当社が公表している「マイルストーン2030」の考え方の中で詳しく説明しています。

---

# 持続可能な天然ゴム調達への 取り組み

# 持続可能な天然ゴム調達への取り組み

ブリヂストンは、タイヤおよびその関連製品・サービスを多岐にわたって提供しています。その中でもタイヤは世界的なブランドとして広く認知されていますが、タイヤ性能に対する社会の期待は大きく、またその性能はドライバーの安心と安全を支えるために非常に重要なものです。タイヤ性能を高めるために、その生産にあたっては、天然ゴム、合成ゴム、その他の配合剤、スチールコード、有機繊維など多くの原材料を組み合わせる必要があります。

今後、世界の人口増加とそれに続くモータリゼーションの拡大により、タイヤの需要も増加することが予測されています。また、天然ゴムの消費量も地球規模で増大することが予想されており、持続可能な天然ゴムのサプライチェーンを実現させることが事業を継続する上で必要不可欠になっています。

天然ゴムのサプライチェーンは、小規模農家、中規模から大規模の農園、原料ディーラー、加工工場、ゴム製品製造業者で構成されます。天然ゴムの大部分が東南アジアで生産されており、一部のサプライヤーによって販売・加工が行われています。その一方で、世界各国の小規模農家が多く天然ゴムを供給しているということも認識することも重要です。

持続可能な天然ゴム調達に向けた取り組みには終わりがなく、業界関係者との協力および一般社会からのさらなる認知・理解が必要であり、1社だけで取り組めるものではありません。ブリヂストンは多様なステークホルダーの皆様とともに、この課題に真摯かつ継続的に取り組んでいきます。2018年10月に正式に設立されたGPSNRは、持続可能な開発のための世界経済人会議(World Business Council for Sustainable Development: WBCSD)のタイヤ産業プロジェクト(Tire Industry Project: TIP)を通じて、天然ゴム業界の社会的・経済的・環境的パフォーマンスの向上を目的として設立された国際的なマルチステークホルダープラットフォームです。GPSNR年次総会にはメンバーとして、ブリヂストンなどのタイヤメーカーとその他の天然ゴム製品メーカー、自動車メーカーとその他エンドユーザー、天然ゴムの生産・加工業者、商社、そしてNGOなどが参加しています。ブリヂストンはGPSNRの設立メンバーとして、GPSNRのミッションとポリシーフレームワークを設立当初から支持しており、メンバーの加盟要件の策定やイニシアティブの実施などの様々な活動に積極的に関わっています。当社はGPSNRのポリシーフレームワークの内容を「お取引先様に必ず実施いただきたい事項」に組み込むことで、GPSNRの要件に従って生産・加工された天然ゴムを優先して調達する意思を示しています。当社は引き続き、業界のマルチステークホルダー・イニシアティブに参加し、区画や行政管轄区その他の地域区分内でGPSNRの原則を支持し、推進して参ります。ブリヂストンは現在、GPSNRのエクゼクティブコミティのメンバーを務めるほか、業界の変化を促すために設置された様々なワーキンググループに参加しています。当社はGPSNRを支持し、天然ゴムのバリューチェーンの重要な要素として、GPSNR実施要項(Implementation Guidance)に従い、地域や期限を定めた具体的な取り組みの開示をさらに徹底して参ります。例年どおりブリヂストンは、自社ホームページや年次報告書などを通じて、進捗を継続的に報告していきます。

ブリヂストンは、天然ゴムを環境、社会、事業の各面において持続的に生産され得る再生可能な天然資源であると位置付けています。ブリヂストンを含む天然ゴムのサプライチェーンは、テクノロジーと革新的なアイデアを取り入れることで今後さらに改善できると考えています。

ブリヂストンは、天然ゴム調達および当社事業を持続可能性の面から向上させるために、天然ゴムのトレーサビリティを高め、最上流まで明らかにする必要があると考えています。

トレーサビリティの向上により、ブリヂストンは天然ゴムのサプライチェーンの中で誰が、どこで、どのように携わったかをより高いレベルで把握できるようになり、また、これは環境、社会、ガバナンスなどの面での向上の機会を得ることにもつながります。

地球規模の人口増加によるモビリティの拡大およびその結果として、タイヤの原材料の中で大きなウエイトを占める天然ゴムの需要増加が見込まれることが、ブリヂストンの天然ゴムサプライチェーン改善への取り組みの出発点です。持続可能な天然ゴム調達に向けた取り組みは、ブリヂストングループにとっても重要な課題です。天然ゴム需要の増加により森林、水資源、生物多様性、地球規模の温室効果ガスの排出に関する深刻な課題を引き起こす可能性もある一方で、事業を展開する地域の自然環境およびそこに住む人々の豊かな生活は、当社の事業にとってなくてはならないものなのです。

ブリヂストンは、持続可能な天然ゴム調達に向けた取り組みを進めるにあたり、お取引先様、農家、原料ディーラー、同業他社、業界団体、NGO、専門家の皆様との積極的かつオープンなコミュニケーション・コラボレーションに継続的に取り組んでいきます。

---

# グローバルサステナブル 調達ポリシー

# グローバルサステナブル 調達ポリシー

この「ポリシー」では、ブリヂストンが持続可能な調達活動を推進するために、原材料、製品およびサービスを供給・提供いただくお取引先様にもご賛同いただきたい当社方針の概要をご紹介します。この「ポリシー」は、当社が関わる全てのサプライチェーン(グループ内の製造および事業部門を含む)において適用され、お取引先様には事業活動にあたり、下記 4 項目の要素についてご理解・ご賛同いただきたいと考えています。

1. 透明性
2. コンプライアンス
3. QCD(品質、コスト、供給)&イノベーション
4. 持続可能な調達活動

当社は、お取引先様との取引にあたっては、この「ポリシー」における「必ず実施いただきたい事項」および「実施をお願いしたい事項」の実施へのご協力をお願いしております。これらは、ブリヂストンが多様なサプライチェーン(特に天然ゴムサプライチェーン)を強化するために重視しているもので、ブリヂストンはお取引先様とともに、これらの事項の実現に取り組んでいきたいと考えております。

お取引先様のこの「ポリシー」における「必ず実施いただきたい事項」の実施状況によっては、レベルアップのための支援活動をさせていただきます。改善要請を行ったにもかかわらず対応していただけない場合や、改善が見られない場合は、お取引の継続が環境、社会、経済に与える様々な影響を総合的に勘案し、お取引の継続について検討させていただきます。

また、お取引先様には、最上流および生産者へさかのぼってサプライチェーン全体にこの「ポリシー」を周知いただくことをお願いしております。さらに、お取引先様には、事業活動の障害となる、または悪影響を与える可能性のある事象が発生した場合は、ブリヂストンへ直ちにご報告いただくことも併せてお願いいたします。

加えて、お取引先様には、事業を行う国・地域における法律と規制の遵守も徹底いただけますようお願いしております。また、別段の定義がない限り、付属書 II に記載のある国際基準を含む各種国際基準につきましても遵守をお願いしております。

この「ポリシー」は、お取引先様、ブリヂストンの調達スタッフ、その他のステークホルダーの皆様に対する当社からのコミュニケーションや改善のツールとしての役割も担っております。ブリヂストンは、必要に応じて随時、業界の移り行く状況、および地球規模の環境や社会状況を反映するようこの「ポリシー」を改訂いたします。ブリヂストンは、改訂後の「ポリシー」をお取引先様と共有させていただくにあたり、改訂された「ポリシー」をお取引先様にご理解いただき、またお取引先様を含むサプライチェーン全体でその内容を共有いただきたいと考えております。また、ブリヂストンは自社ホームページやその他の手段を通じて、この「ポリシー」およびその変更点を適宜開示いたします。

さらに、お取引先様ご自身にもこの「ポリシー」に沿った方針とガイドラインを作成いただき、それをお取引先様ご自身のビジネスパートナーに対して開示いただくことにより、ビジネスパートナーをも巻き込みながら、持続可能性向上に向けた取り組みに関する理解を深めていただけますようご協力をお願いいたします。

当社は、この「ポリシー」に関するフィードバックをお取引先様およびその他ステークホルダーの皆様から積極的に頂戴しながら、「ポリシー」内容のブラッシュアップに努めて参ります。

## 1. 透明性

トレーサビリティと実効的なガバナンスの確保という2つの重要な目標達成を直接的に支える要素として、ブリヂストンはその事業全般にとって透明性が不可欠であると考えております。

ブリヂストンは、その事業運営およびサプライチェーン全体の透明性を高めることが製品とサービスの高い品質を保ち強化していく上で非常に重要であると認識しています。また、トレーサビリティは、環境、社会、ガバナンスに関するリスクの特定と改善の機会を認識するために不可欠なものです。

ブリヂストンは、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組んでいます。また、当社は、契約の内容および適切なレベルにおいて情報の機密性を尊重しつつ、サプライチェーン全体でのビジネスパートナーとの関係やお取引先様との取引において、公平で透明性の高い意思決定と方針の作成、開示、遵守に努めています。ブリヂストンは、他の重要なビジネス要件とともに、グローバルサステナブル調達ポリシーの要件を意思決定のプロセスに組み込んでいます。

### 1.1 トレーサビリティ

ブリヂストンは、適切な計画の立案・実行により、中長期的に、ブリヂストンが掲げる持続可能性の目標に向けた進捗を効果的に把握することができるシステムの構築を目指しています。

このチャレンジングな取り組みを達成するには多大な時間を要します。例えばブリヂストンは、GPSNRのメンバー企業との積極的な対話を通じて、天然ゴムのトレーサビリティを高めるための適切な方法を評価しています。お取引先様や技術専門家の皆様、バリューチェーンの他の企業にもご協力いただき、サプライチェーンのリスク評価およびリスク緩和策の優先順位付けを行うためのマッピング機能の開発をはじめとする様々な取り組みを行い、この目標を達成したいと考えています。

ブリヂストンは、調達する製品とサービスのトレーサビリティを高める新しい技術と手法を積極的に探索し、検討しています。ブリヂストンは、最上流および生産者を含めたサプライチェーン全体のトレーサビリティ向上の進捗を、自社ホームページや報告書などを通じて開示していきます。

## お取引先様への期待:トレーサビリティの向上

### 必ず実施いただきたい事項

- 供給される製品やサービスについて、そのサプライチェーン全体に関するあらゆる情報を得るために最善の努力をすること。例えば、最上流までさかのぼってサプライチェーンを追跡するマネジメントシステムの導入など。天然ゴム業界では、GPSNR 実施要項(Implementation Guidance)で定義されているとおり、適切な行政管轄区内でのトレーサビリティを確保すること。
- ブリヂストンが情報提供をお願いした場合、製品またはサービスの最上流や供給源に関する情報の迅速な回答に向け最善の努力をしていただくこと。

### 実施をお願いしたい事項

- トレーサビリティを高めるためにブリヂストンと積極的に協働すること。
- 最上流における新たな技術の導入、生産者とのコミュニケーションプログラムなど、トレーサビリティを高めるプログラムを検討しそれらに参画すること。
- お取引先様が、最上流に至るまで自社のサプライチェーン全体を把握していることをお示しいただくこと。

- 国連の持続可能な開発目標(SDGs) (例: 目標 12 — つくる責任、つかう責任)達成への貢献という当社が掲げる目標に賛同いただくこと。

## 1.2 ガバナンス

ブリヂストンにとって実効的なガバナンスとは、明確な意思決定とステークホルダーの皆様に対する説明責任につながる、透明性の高い方針、施策、プロセスをもつことです。適切に設計された実効的なガバナンス(代表的なものとして、ブリヂストンの「グローバル贈収賄防止ポリシー」、デューデリジェンスに関する第三者の調査ツールや手順、汚職リスクの防止を担当するブリヂストン社員向けのトレーニングおよび教育など)は、ブリヂストンが直接的または間接的に、いかなる形の汚職、贈収賄、恐喝、横領などに絶対に関わらないことにも繋がります。

ブリヂストンは、事業の透明性と実効的なガバナンスは、環境や社会に影響を及ぼすリスクへの理解とそのリスクに対処する能力を高めると考えています。ブリヂストンは、事業活動を行うにあたり考慮しなければならないステークホルダー(地域社会、先住民族、NGO、業界団体、その他の組織、政府機関など)の多様性を受けて、ステークホルダーの皆様とのエンゲージメントと、「自由意思に基づく、事前の、十分な情報に基づく同意(Free, prior and informed consent: FPIC)」の原則を採用しています。特定地域のステークホルダーの皆様に加えて、ブリヂストンは多地域にわたるステークホルダーの皆様とも協力し、定期的コミュニケーションを図っております。ステークホルダーのニーズと期待を考慮しながら、当社は必要に応じてこの「ポリシー」を見直し、改訂し、開示します。

ブリヂストンは他のステークホルダーの皆様とともに、天然ゴムのサプライチェーンの更なる向上を目指し、GPSNR を立ち上げました。GPSNR の原則、ポリシーフレームワークおよびイニシアティブを支持し、その未来を見据えた活動に全力で取り組んでいます。当社は GPSNR を支持し、天然ゴムのバリューチェーンの重要な要素として、地域や期限を定めた具体的な取り組みの開示をさらに徹底していきます。例年どおりブリヂストンは、自社ホームページや年次報告書などを通じて進捗を継続的に報告していきます。

さらにブリヂストンは、「ビジネスと人権に関する指導原則」(United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights: UNGP)の有効性基準(Effectiveness Criteria)に合致した苦情処理メカニズムを整備し、生産や調達に関する苦情の受け付けと救済を行ってまいります。

ブリヂストンはお取引先様による当社ポリシーの遵守状況を定期的に評価し、不適合の場合は、お取引先様と協力して、過去に生じた損害または現在生じている損害の是正あるいは適合に向けた、期限付きの実施計画を作成します。お取引先様が当社の「グローバルサステナブル調達ポリシー」を遵守していることを確認するため、ブリヂストンは、環境、労働慣行、公正な事業慣行、および持続可能な調達という主要なテーマにわたる第三者の評価プラットフォームを利用しています。ブリヂストンは、直接資材のお取引先様全て、および間接資材のお取引先様の一部に対し、この第三者評価を受けるようお願いしています。

当社がこの「ポリシー」において提示させていただく方針にご賛同いただけますようお願いいたします。

## お取引先様への期待:実効的なガバナンスの実践

### 必ず実施いただきたい事項

- ブリヂストン、消費者および顧客から情報提供の依頼があった場合、お取引先様の製品と事業に関する適切な情報を提供いただくこと。
- いかなる形でも、汚職、贈収賄、恐喝、横領に関与しないこと、および、容認しないこと。
- 事業の規模と範囲に応じて、健全で安定した財務管理維持に努めること。
- ビジネスパートナーの秘密情報および知的財産、プライバシーにかかわる情報を含む個人データ・個人情報を守るために適切な防御措置を講じること。
- 第三者評価や直接のコミュニケーションを通し、この「ポリシー」の遵守状況をブリヂストンに対し毎年ご報告いただくこと。



### 実施をお願いしたい事項

- 方針、サプライヤー選定の基準、社内の記録の保存および報告の手順、および顧客要求に基づく情報開示を含む明確な管理体系を運用し、ビジネスパートナーと共有すること。
- 匿名での通報を可能にする苦情処理メカニズムを設置し、対応の記録を保存すること。また、このシステムを通して認識した問題の対処に努めること。

## 2. コンプライアンス

ブリヂストンは、事業を展開する国・地域で適用される全ての法律と規制を遵守し、さらにお取引先様にも、該当する国際基準への適合確認をお願いしています。

お取引先様における当社の「グローバルサステナブル調達ポリシー」の遵守状況を確認するため、ブリヂストンは、環境、労働慣行、公正な事業慣行、および持続可能な調達という主要なテーマにわたる第三者の評価を利用しています。ブリヂストンは、直接資材のお取引先様全て、および間接資材のお取引先様の一部に対し、要請に応じてこの評価を受けるようお願いしています。ブリヂストンは、この持続可能性評価をお取引の開始・継続に関わる特に重要な事項と捉え、調達の意思決定プロセスにおいて可能な限り利用しています。

## お取引先様への期待:コンプライアンスの実践

### 必ず実施いただきたい事項

- 私的独占、不当な取引制限(カルテル、談合など)、または不公正な取引方法(優越的地位の濫用など)に該当する行為に関する規制や競争法を遵守すること。
- 自国や事業を行う地域において該当する表示に関する全ての法律と規制、およびブリヂストンの指定する表示に関する要件を遵守すること。
- 自らの原材料などの上流サプライチェーンに対して、その国や事業が行われている地域における該当する法律と規制を遵守いただくよう働きかけること。
- 事業の規模と範囲に応じて、より確実なコンプライアンスのために必要な方針、戦略、行動規範、報告システム、トレーニング・プログラム、およびその他の手段を確立させ、実行すること。
- 自らの原材料などの上流サプライチェーンに対して、それぞれの事業に関連する国際基準に準拠いただくこと、および関連するベストプラクティスについて学習し、適用することを推奨し、支援すること。
- 自国や事業を行う地域での輸出管理に関する法規制や経済制裁による制限に従い、規制される物品、技術等の輸出を適切に行うためのプロセスを確立すること。

### 実施をお願いしたい事項

- お取引先様の事業に関連する国際基準に準拠すること、および関連するベストプラクティスを適用すること。
- お取引先様ご自身および自らの原材料などの上流サプライチェーンにおいて、それぞれの事業に関連する国際基準に準拠すること、および関連するベストプラクティスを適用していることを確認すること。

## 3. QCD(品質、コスト、供給)&イノベーション

ブリヂストンは常に、お取引先様のご協力の下、高品質の製品とサービスがタイムリーかつ適切な価格で提供できるように取り組んでいます。製品の小型化、耐久性の向上、リサイクルや再利用、タイヤの再生サービスの提供といった、製品・サービスの改善にも常に取り組んでいます。

さらに、ブリヂストンは、国際社会に対する支援に精力的に取り組みながら、革新的なテクノロジーの研究と探索を継続的に進めています。また、天然ゴムの調達先および自社の天然ゴム農園を含む当社の事業と製造プロセスに先進テクノロジーを導入することを推進しています。

## お取引先様への期待:QCD 原則の実践

### 必ず実施いただきたい事項

- 該当する法律や規制によって義務づけられた品質基準と、ブリヂストンから提示させていただく品質要件を満たした製品を供給すること。加えて、取引先からの納入品に偽造された部品や原材料が混入することを確実に防ぐために、有効な検知プロセスを確立、管理すること。
- 該当する法律および当社基準の下での品質基準および安全基準、ならびに文書化要件および報告要件を満たしていることを保証できる品質保証システムを確立すること。
- ブリヂストンの仕様や品質要件を満たす、あるいはそれを上回る製品やサービスを供給する一方で、品質向上に前向きに取り組む、生産性や配送効率の向上、コスト削減を実現するための新たな技術や活動を模索すること。自らの原材料などの上流サプライチェーンに対して、生産量および製品品質の改善につながる可能性のある活動への積極的な取り組みを推奨し、支援すること。

## お取引先様への期待:イノベーションの実践

### 必ず実施いただきたい事項

- 当社が考えるベストプラクティスまたはその他の基準に従った方法で、生産性/効率性の最適化に取り組むこと。

### 実施をお願いしたい事項

- 既存および最新のテクノロジーを積極的に取り入れること。

## 4. 持続可能な調達活動

ブリヂストンは、持続可能な調達活動を、環境に配慮した調達活動、人権、土地利用、健康、安全、防災、レジリエンス(変化に対処する能力)の尊重を含む概念であると考えています。

製品の調達、特に天然ゴムや紛争鉱物、コバルトのような原材料の調達は、環境問題と人権への影響を生じさせる可能性があります。製品の調達が悪影響を及ぼす可能性を最小限にするため、ブリヂストンはこの「ポリシー」の各項目に従って製品と原料の調達に取り組んでいます。これらの活動は、グループ内の製造および事業部門を含む、全てのお取引先様に適用されます。

付属書 II に列挙されている国際基準は、環境および社会的に持続可能な調達に関して、ブリヂストンがサプライチェーン全体を通して達成を目指すベストプラクティスと基準を示しています。ブリヂストンは、調達活動を含む全ての事業活動において、人権侵害に加担しないよう最善の努力を尽くしています。しかし、これらの基準の実践は、方針やガイダンスなどの文書に記載されるほど単純なものではありません。持続可能性を継続的に改善する方法を追求するには、製品やサービスの上流サプライチェーンとなる各地域独自の特徴と状況を考慮する必要があります。

製品やサービスの持続可能な調達活動に関して問題が生じた場合、その問題解決に取り組む上で、関連するステークホルダーの皆様と意見を交わさせていただきたいと考えています。また、行動計画またはその他の解決方法の検討にあたっては、FPIC 原則を遵守します。

#### 4.1 環境配慮型調達

ブリヂストンは、お取引先様のご協力の下、環境マネジメントシステムの改善に継続的に取り組むと同時に、環境に関連する様々な情報をお取引先様にも積極的に開示しています。

## お取引先様への期待:環境配慮型調達の実践

### 必ず実施いただきたい事項

- 自国や事業を行う地域での全ての環境法規制を遵守すること。
- 事業の規模と範囲に応じて、コンプライアンスを確保し、環境への負荷を最小限にするために、環境マネジメントシステムを導入すること。

### 実施をお願いしたい事項

- 潜在的な環境への影響を特定するべく、継続的に製品またはサービスのトレーサビリティを高めるための当社の取り組みに賛同いただくこと。
- 継続的に環境への負荷削減に取り組むこと。
- 環境問題および持続可能性を高めるための方法に関するお取引先様社内の意識向上に努めること(トレーニング・プログラムなどの導入などを通じて)。
- 環境活動に関する国際基準に準拠すること、および関連するベストプラクティスを適用すること。
- 自らの原材料などの上流サプライチェーンにも環境活動に対する国際基準や関連するベストプラクティスについて学んでいただき、それらに沿った取り組みを実施することを推奨・支援すること。
- お取引先様自身と自らの原材料などの上流サプライチェーンにおいて、環境活動に対する国際基準や関連するベストプラクティスに沿って確実に業務が行われていることを確認すること。
- より良い環境マネジメントのために国際的基準(ISO14001 など)の認証を取得すること。

ブリヂストンは調達活動が環境におよぼす潜在的に大きな影響を特定し、その削減方法を検討するために、以下の7項目に焦点を当てています:

1. 森林破壊の禁止
2. 泥炭地帯の開発禁止
3. 生物多様性への配慮
4. 水管理
5. 資源の保全と廃棄物削減
6. エネルギー使用量と温室効果ガス排出の削減
7. 化学物質管理

4.1.1 森林破壊の禁止 — ブリヂストンはその調達および生産活動において、GPSNR による定義のとおり、森林破壊を禁止し、気候変動と野生生物の保全に取り組む際に重要な高保護価値(High Conservation Value: HCV)かつ高炭素貯蓄(High Carbon Stock: HCS)である地域を含む森林やその他の生態系の保護と再生を要請しています。市民参加型マッピング(地理情報システムで森林などの環境情報を確認すること)を通じて、影響を受けやすい地域を特定する活動にお取引先様、ビジネスパートナー、その他のステークホルダーの皆様と共に取り組んでいきたいと考えています。

上記の目標に加え、自社天然ゴム農園に関し、ブリヂストンは積極的に森林再生を行っていますが、これには、森林破壊された地域を自然の状態に戻すことも含まれます。ブリヂストンは、様々な技術とツールを用いて継続的に自社のゴム農園の評価を行いマッピングしています。

ブリヂストンは過去にも森林破壊禁止のイニシアティブに取り組んでおりましたが、最近では 2018 年 2 月に発行した「グローバルサステナブル調達ポリシー」の中で、2019 年 4 月 1 日を GPSNR がポリシーフレームワークで定める基準日として認め、この日をサプライチェーンの議論を深め更なる改善を図るための業界のベースラインと見なしています。この森林破壊禁止ポリシーへの違反が確認された地域に由来する天然ゴムは、不適合と見なされます。

### 必ず実施いただきたい事項

- 森林保護に関する自国や事業を行う地域での全ての法令を遵守いただくこと。
- 森林破壊の可能性または関連するリスクを特定するために、供給する製品とサービスの最上流および生産者について幅広く情報収集に努めること。
- 自然林を農作物の生産地に変えること、またはその他の森林破壊につながるいかなる活動にも携わらないこと。
- HCV リソースネットワークが定義する HCV 地域と、高炭素貯留アプローチ (HCSA) が定義する HCS 地域の保護および保存に取り組むこと。この要件には、本ポリシーの「4.1.3 生物多様性への配慮」に記載の要件が含まれる。
- 森林破壊につながる恐れのある開発に関するアセスメントおよび森林地域のマッピングを実施し、実行方針を策定する場合に、FPIC 原則に従うこと。
- 防火線の設置、公共のごみ処理施設がない場所での衛生上の理由による廃棄物処理、植物検疫、またはその他の緊急を要する状況で、正当かつ文書化されている場合を除き、土地の造成や土地の管理などのいかなる理由によっても、新規または進行中の事業において野焼きを行ったり、火を使用したりしないこと。
- 自然林などの生態系とその保全価値に関しては、被害林や荒廃林の負荷低減や修復計画などの長期的な保護を支援すること。天然ゴムのサプライチェーンにおいては、GPSNR 実施要項 (Implementation Guidance) への準拠に努めること。

### 実施をお願いしたい事項

- 国連の持続可能な開発目標 (SDGs) (例: 目標 15 — 陸の豊かさを守ろう) 達成への貢献という当社が掲げる目標に賛同いただくこと。

**4.1.2 泥炭地帯の開発禁止** — 泥炭地帯は、排水や火災により大量の二酸化炭素を空气中に排出することで気候変動の原因となり、生態系を乱し、人体に悪影響を及ぼします。

### 必ず実施いただきたい事項

- 泥炭地帯の保護に関する自国や事業を行う地域での全ての法令を遵守いただくこと。
- いかなる場合においても、泥炭地帯での排水、開墾、焼き畑または開発を行わないこと。天然ゴムのサプライチェーンにおいては、GPSNR 実施要項 (Implementation Guidance) への準拠に努めること。
- 泥炭地帯の開墾、排水または焼き畑に関連するリスクを特定するために、供給いただく製品とサービスの最上流および生産者について幅広く情報収集に努めること。

4.1.3 生物多様性への配慮 — ブリヂストーンが事業を展開している各地域には、それぞれ独自の生物多様性と生態学的な特徴があります。これを考慮して、ブリヂストーンは各地域の特徴の理解に努め、調達活動、特に天然ゴム事業と供給に関する調達活動への潜在的な影響の特定に取り組んでいます。

#### 必ず実施いただきたい事項

- 生態系保全、回復、インフラ開発に関する自国や事業を行う地域での全ての法令を遵守いただくこと。
- 潜在的な生物多様性のリスクまたは可能性を特定するべく、供給いただく製品とサービスの最上流および生産者について幅広く情報収集に努めること。
- 生物多様性の評価を含め、HCV 地域と HCS 地域の保護および保存にご賛同いただくこと。
- 希少種、絶滅のおそれのある種、絶滅の危機に瀕している種を含む野生生物を、自社の管理下にある地域での密猟や乱獲、生息地の喪失から保護するとともに、影響力を持つ地域での野生生物保護活動を支援すること。

#### 実施をお願いしたい事項

- 地域独自の生物多様性へのリスクを特定するために、NGO や専門家と協働すること。
- 製品の開発、調達、生産、顧客の使用、廃棄・リサイクル段階を含む、製品のライフサイクル全体を通じて生物多様性に配慮した環境マネジメント計画を策定し、必要に応じてそれらを開示すること。
- 被害を受けた地域の修復計画を策定すること。
- 国連の持続可能な開発目標(SDGs) (例： 目標 9 — 産業と技術革新の基盤をつくろう、目標 15 — 陸の豊かさを守ろう)達成への貢献という当社が掲げる目標に賛同いただくこと。

4.1.4 水と土壌の管理 — 水質と水の利用、および土壌の管理に関する法規制は国や地域によって異なります。ブリヂストーンは事業を行う各地での水の利用可能性、品質、使用量と土壌の管理に関するそれぞれの課題に対する理解に努め、その潜在的影響低減に取り組んでいきます。ブリヂストーンは、地表水、地下水の利用可能性や水質に悪影響を与えないよう地球規模で配慮し、事業を行います。

#### 必ず実施いただきたい事項

- 水の使用量や排水に関する自国や事業を行う地域での全ての法令を遵守いただくこと。
- 水に関する潜在的なリスクを特定するために、供給いただく製品とサービスの最上流について幅広く情報収集に努めること。
- 水の使用量を管理し、違法な排水を防止すること。
- 水資源の量と質を保護し、可能であれば事業における水の使用量を最適化して削減すること。天然ゴムのサプライチェーンにおいては、GPSNR 実施要項(Implementation Guidance)への準拠に努めること。
- 土壌の量と質を保護し、侵食や栄養の低下、沈下、汚染を防ぐこと。天然ゴムのサプライチェーンにおいては、GPSNR 実施要項(Implementation Guidance)への準拠に努めること。

#### 実施をお願いしたい事項

- 排水の再利用またはリサイクルに取り組むこと、および各種技術を利用して、雨水を集め、取水量を減らし、節水技術を追求すること。
- お取引先様ご自身の事業の環境、社会またはビジネスへの影響、特に水資源が逼迫する地域に関するリスクを特定すること。
- より良い環境マネジメントのための国際基準の認証(ISO14001 など)を取得すること。

- 国連の持続可能な開発目標(SDGs) (例: 目標 6 — 安全な水とトイレを世界中に)達成への貢献という当社が掲げる目標に賛同いただくこと。

4.1.5 資源の保全と廃棄物の削減 — 廃棄物とそのリサイクルに関する法規制は国や地域によって異なります。ブリヂストンは全ての地域・事業において、廃棄物管理(廃棄物削減、再利用、リサイクル、回収)の徹底に努めています。また、2050年以降の環境長期目標として製品の原材料の「100%サステナブルマテリアル化」を掲げており、その中間目標として、2030年までに再生資源および再生可能資源由来の原材料の使用率 40% 達成を目指します。

#### 必ず実施いただきたい事項

- 廃棄物とそのリサイクルに関する自国や事業を行う地域での全ての法令を遵守いただくこと。
- 違法な環境汚染を防止し、廃棄物の削減という当社目標の達成にご協力いただくこと。
- 資源使用量の削減、再利用、リサイクルといった活動やそれらを推進するプログラムを通して、製品とサービスの開発、生産、配達時の資源効率を高め、廃棄物の最小化にご協力いただくこと。

#### 実施をお願いしたい事項

- 包装の量と使用する包装材料(輸送時に使用するものも含む)を削減すること。
- ブリヂストンが提示する製品仕様と品質基準を満たしつつ、廃棄物削減、再利用、リサイクルおよび回収の新しい手法があれば、当社にも情報を共有いただくこと。
- より良い環境マネジメントのための国際基準の認証(ISO14001 など)を取得すること。
- 国連の持続可能な開発目標(SDGs) (例: 目標 12 — つくる責任、つかう責任)達成への貢献という当社が掲げる目標に賛同いただくこと。

4.1.6 エネルギーの使用量と温室効果ガスの排出量削減 — エネルギー消費と排出に関する法規制は国や地域によって異なります。しかし、多くの国や自動車会社が、カーボンニュートラル化に向けた目標を設定しています。ブリヂストンは 2030 年に向けて設定した CO<sub>2</sub> 削減目標について、「Science Based Targets (SBT) イニシアチブ」より 2023 年 1 月に SBT 認定を取得し、当社の CO<sub>2</sub> 排出量を 50%削減 (2011 年比)するとともに、ブリヂストンの製品・サービスのライフサイクルおよびバリューチェーン全体で、当社の事業活動による CO<sub>2</sub> 排出量の 5 倍以上の CO<sub>2</sub> 排出量の削減 (2020 年比)に貢献することを目指しています。この目標は、2050 年を見据えたブリヂストンの環境長期目標「カーボンニュートラル化」へのマイルストーンとして設定したものです。その第一段階として、2026 年末までにお取引様に SBT (Science-based targets)を設定いただけるよう取り組んでおります。このように、ブリヂストンは、製品またはサービスのライフサイクル全体で、エネルギーの効率を最大化し、エネルギーの使用量を減らし、再生可能エネルギーを導入し、温室効果ガスの排出を抑制する機会を継続的に追求しています。

#### 必ず実施いただきたい事項

- エネルギーの使用と温室効果ガス排出に関する自国や事業を行う地域での全ての法令および基準を遵守いただくこと。
- エネルギーの使用量を削減し、温室効果ガス排出を最小限に抑えて低減する方法を特定するために、供給いただく製品とサービスの最上流および生産者について幅広く情報収集に努めること。
- SBT (Science-based targets)を設定し、カーボンニュートラル化に向けた温室効果ガス排出削減計画を 2026 年までに策定して、ブリヂストンと共有すること。報告には、ブリヂストン向け製品の CO<sub>2</sub> などの温室効果ガス排出量および毎年の進捗状況を含めること。

### 実施をお願いしたい事項

- エネルギー消費量を削減し、その利用効率の向上に努めること。
- エネルギー管理と削減計画を策定し、ブリヂストンと共有すること
- 事業において再生可能エネルギーの利用を拡大すること。
- 温室効果ガスを削減、または排除する技術を探求し、導入すること。または、生産工程や原材料のカーボンニュートラル化を実現すること。
- フルオロカーボンを使用している場合は、お取引先様の事業所および納入いただく製品について、温室効果が低いフルオロカーボンを使用する、またはフルオロカーボンを使用していない材料の使用に切り替えることを検討すること。
- より良い環境マネジメントのための国際的基準(ISO14001 など)の認証を取得すること。
- エネルギー使用に関する国際的基準(ISO50001 など)の認証を取得すること。
- 国連の持続可能な開発目標(SDGs) (例: 目標 7 — エネルギーをみんなに、そしてクリーンに)の達成への貢献という当社が掲げる目標に賛同いただくこと。
- 温室効果ガスの削減を自社のお取引先様に推奨いただき、サプライチェーンのカーボンニュートラル化を推進すること。

4.1.7 化学物質管理 — ブリヂストンは、化学物質の管理に関する国および地域での全ての法規制の遵守に注力しています。

### 必ず実施いただきたい事項

- 自国や事業を行う地域での全ての法規制(化学物質の管理方法、使用制限および報告要件を含みますが、これに限りません)を遵守いただくこと。
- 必要に応じて、GADSL(the Global Automotive Declarable Substance List)に示されている基準など、ブリヂストンが掲げる基準に従うこと。
- 提供いただく製品やサービスに、自国や事業を行う地域での全ての法律および規制によって禁止されている化学物質または当社の顧客要求によって禁止されている化学物質を含まないこと。

### 実施をお願いしたい事項

- 化学物質の排出量削減に努めること。
- 付属書Ⅱにあるような国際基準を尊重し、関連するベストプラクティスを適用すること。
- お取引先様のビジネスパートナーに対しても、化学物質管理システムの構築を促進すること。
- サプライチェーン全体での化学物質の管理方法などに関する知識量アップのために、必要に応じて情報を共有いただくこと。

4.2 人権の尊重 — ブリヂストンは、人権と労働問題に取り組むことは持続可能性の向上および人的資本と自然資本の長期的な安定性にとって不可欠であり、有益な取り組みであると考えています。当社は事業を展開するにあたり、様々な原料やサービスを、世界中の様々な国、法律、規制、文化、伝統、教育、考え方、収入水準の地域から調達しています。

ブリヂストンは、国連の世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights: UDHR)、ビジネスと人権に関する指導原則、国際労働機関(International Labour Organization: ILO)の様々な条約、付属書Ⅱに列挙されているその他の基準に示されている基本原則など、人権の国際基準を遵守します。また、国連食糧農業機関(Food and Agriculture Organization: FAO)の保有権に関する責任あるガバナンスについての任意自発的指針

(Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure of Land, Fisheries and Forests in the Context of National Food Security: VGGT)に同意し、その適用に取り組んでいます。

## お取引先様への期待:人権尊重の実践

### 必ず実施いただきたい事項

- お取引先様の事業を展開する地域における人権に関する全ての法規制を遵守すること。
- 製品とサービスのトレーサビリティを高め、潜在的な人権への影響を認識するために、供給いただく製品やサービスの<sup>1</sup>上流サプライチェーンについて幅広く情報収集に努めること。
- 「責任ある鉱物イニシアティブ (Responsible Minerals Initiative: RMI)」が作成する、「紛争鉱物報告テンプレート (CMRT)」と「コバルト報告テンプレート (CRT)」を用いて、サプライチェーン全体にわたる紛争鉱物(すず、タングステン、タンタル、金)およびコバルトのリスク評価を行い、ブリヂストングループに毎年報告すること。さらに、鉱物の調達先である製錬業者が、関連する「責任ある鉱物保証プロセス (RMAP)」を遵守していないことが疑われる場合、あるいは確認された場合は、代替りの調達先または鉱物を見つけるための行動を明らかにして、実行に移すよう最善の努力をすること。

### 実施をお願いしたい事項

- 人権とその他の社会問題に関する研修などを実施し、お取引先様社内での知識増強に努めること。
- 人権、労働条件、またはその他の関連問題に関する国際基準の遵守および関連するベストプラクティスの適用に取り組むこと。
- 自らの原材料などの上流サプライチェーンにおいても、人権、労働条件、またはその他の関連する課題に関する国際基準が遵守され、関連するベストプラクティスが適用されるようサポートすること。
- お取引先様自身と自らの原材料などの上流サプライチェーンにおいて、人権、労働条件、またはその他の関連する課題に対する国際基準が遵守され関連するベストプラクティスが適用されていることを適宜確認すること。

ブリヂストンは必要に応じ、サプライチェーン全体において、国際的に許容されている基準が遵守されるように努めて参ります。調達活動が人権に対し及ぼしうる主要な潜在的影響を特定し、それらを削減するための方策を検討する際、ブリヂストンは常に以下の5項目に焦点を当てています:

1. 児童労働
2. 強制労働
3. 土地の権利
4. 労働条件
5. 公平で平等な処遇

4.2.1 児童労働 — ブリヂストンは、人権に関する当社の考え方に基づき、児童労働を禁止しています。

### 必ず実施いただきたい事項

- 児童労働をさせないこと。
- その土地の文化、伝統またはその他の理由で家業に貢献することを期待されている若年労働者が事業に携わっている可能性のある家族農場や事業との取引がある場合には、お取引先様は、若年労働者による仕事が身体的、精神的、または感情的観点から、彼らの健康や成長を害する可能性のある状況がないことを確認すること。
- 教育を受ける機会と手段を提供するなどの方法により、児童および若年労働者の教育支援に努めること。

4.2.2 強制労働 — ブリヂストンは、人権に関する当社の考え方に基づき、強制労働を禁止しています。



### 必ず実施いただきたい事項

- 強制労働をさせないこと。

### 実施をお願いしたい事項

- 全従業員が自らの意思で雇用されることを保証する措置を取り、従業員が理解できる言語で作成された契約書に従業員が署名したものなど、その証拠を保持すること。
- 全従業員の雇用状況、賃金レート、給料明細書の記録を保存すること。
- 雇用を保証する目的で従業員に手数料を要求せず、またそのような行為が行われていないことを確認すること。

4.2.3 土地の権利 — 土地の権利と土地使用の問題は複雑で、国や地域によって異なります。ブリヂストンは、事業を行う各地域での土地の権利と使用方法に関する状況の理解に努めており、それに応じた潜在的な社会、環境への影響の特定に取り組んでいます。また、直接・間接を問わず土地の違法な取得や、先住民族の権利を含む地域社会の権利への悪影響につながらない方法で事業に取り組んで参ります。

ブリヂストンは、業務を発展または拡大させる時はいつでも、FPIC 原則を遵守し、土地の収奪に加担せず、また加担した者から調達を行いません。

ブリヂストンは、森林を生活手段にしている人々や地域社会の権利を含む、慣習的かつ伝統的な共同体の土地保有権を認めて尊重し、森林資源や、食物供給に適した農地が利用できるようにしています。さらに、ブリヂストンは、土地の利用行為によって権利や生活を害されている人々、または害されたことのある人々が、相互に合意した措置を通じて正当な補償を受け、再定住できるようにすべきであると考えています。天然ゴムのサプライチェーンでは、地域社会、ブリヂストングループ、または相互に合意した関係者が、共同で実施状況を確認します。

### 必ず実施いただきたい事項

- 国連先住民族の権利に関する宣言(UNDRIP)に従い、合法的な手段によってのみ、土地の取得や利用を行うこと。
- 土地の収奪に加担しないこと、および土地の収奪に加担した者からの調達を行わないこと。
- 先住民族や地域社会の慣習的かつ伝統的な共同体の権利を含む、土地の利用に関する正当な権利を尊重すること。
- 合法的に土地を取得した場合も常に、国際的に認知された基準に従って FPIC 原則を遵守すること。GPSNR が認める方法に沿った、天然ゴムのサプライチェーンで受け入れられている方法は、このポリシーの付属書 II に記載の UN-REDD(森林の減少・劣化による炭素排出削減)プログラム(2012 年)、RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)(2015 年)、FAO(2015 年)によるガイドラインなどである。また、いかなる開発プロジェクトを理由にした土地の収奪にも加担しないこと。

### 実施をお願いしたい事項

- 開発プロジェクトに土地が必要な場合、土地保有権に関する責任あるガバナンス(VGGT)についての、FAO の任意自発的指針を遵守すること。

4.2.4 労働条件 — ブリヂストンが事業を展開している各地域には、最低賃金、団体交渉、結社の自由、労働条件基準を含む、異なる労働法と規制が存在します。このことを考慮して、ブリヂストンは各地域の法規制や独自の特徴の理解に努めており、この方針の中に含まれている基準がそれらに適合しない場合は、それぞれの状況に適切に対処して参ります。

理想的なのは、ブリヂストンのサプライチェーンに関わる全ての人々が、ILO 基準、国連の原則、その他の関連する原則や基準によって「ベストプラクティス」として国際的に認められている労働条件を享受することです。

ブリヂストンは、お取引先様やそのビジネスパートナーのご協力の下、全てのステークホルダーの皆様にとって有益な方法で労働水準や労働条件を引き上げることに取り組んで参ります。天然ゴムのサプライチェーンでは、この支援は GPSNR 実施要項(Implementation Guidance)によって定義されます。

#### 必ず実施いただきたい事項

- 労働条件と労働時間に関する自国や事業を行う地域での全ての労働法および規制を遵守いただくこと。
- 該当する自国や事業を行う地域での全ての法律および規制に従って、結社の自由と団体交渉を尊重すること。またこれを、地域の法律が同様の権利を保障しているかどうかに関わらず、ILO の条約第 87 条などの世界的に認知された基準に反映されている基本的な国際原則に従って行うこと。
- 出身地、宗教、言語、国籍、性別、文化、移民であるか否か、またはいかなるその他の立場や背景によっても差別することなく、少なくとも当該国または地域における最低賃金を従業員に支払うこと。また法的要件を超えて、従業員が適切な生活水準を確保できるような、公平で市場競争力のある賃金と福利厚生を提供すること。
- 必要に応じて全従業員が飲料水、衛生設備、休憩場所、非常口を利用し、応急処置を受けられるようにし、それらの設備を全従業員に見える場所に配置しておくこと。
- 飲料水や食物が確保でき、衛生設備および電源が利用できるようにするなど、地域社会の適正な生活条件を支援すること。
- 教育の機会や雇用を得られるようにするなど、地域の人々の経済的、社会的、文化的権利を支援すること。

#### 実施をお願いしたい事項

- 従業員に、公平で市場競争力のある賃金と福利厚生を提供すること。
- 従業員が理解できる言語で、経営者と従業員間の書面による契約を作成すること。
- 従業員の雇用にあたって差別的な手法がとられていないことを確認すること。
- 経営者と従業員を教育するトレーニング、セミナー、その他の教育プログラムの実施において、差別的な手法をとらないこと。
- SA8000、関連する ILO 条約、ILO のディーセント・ワーク指標、国際フェアトレード基準など、適切な労働条件を測る指標として国際的に認められている基準への適合に関して認証を取得すること。

4.2.5 公平で平等な処遇 — ブリヂストンにとって、他人を尊重することとは、虐待、ハラスメントを行わず、プライバシーを侵害しないということです。また、差別のない、公平で平等かつ礼儀を重んじた関係をお取引先様との間で維持することに取り組んでおり、お取引先様にも、契約社員、派遣社員、移民労働者を含む全従業員、およびビジネスパートナーに対して、同様の対応を取るようお願いしております。

ブリヂストンは、本件取り組み推進のための教材などについてお取引先様と積極的に意見交換させていただきたいと考えております。

#### 必ず実施いただきたい事項

- 常にお取引先様の従業員を尊重すること。
- 業務において、虐待を排除すること。
- 事業活動や事業における他者との関係において、差別をせず、公平で平等であること。
- 差別を禁止し、防止することに加えて、性別、人種、民族に基づく公平性を促す措置を講じ、従来から少数派とされている人々の雇用機会を拡大すること。

- お取引先様による指示や管理不足により、次のような人権侵害を引き起こす可能性がある保安警備会社を使用しないこと。
  - ・ 拷問、及び残虐、非人道的又は品位を傷つける取扱いの禁止への違反。
  - ・ 生命若しくは身体に損害を与える。又は
  - ・ 団結権及び結社の自由を損なう。

#### 実施をお願いしたい事項

- 経営者と従業員に対し、差別排除のためのトレーニング、セミナーまたはその他の教育プログラムを実施いただくこと。
- 報復、脅迫、またはハラスメントを受けることを心配せずに、従業員がいかなるハラスメントについても報告できるようにすること。
- 差別(雇用および職業)に関するILO条約第111条、公正労働協会の原則、国際フェアトレード基準、またはその他の関連国際基準や原則といった、差別をしない平等な処遇についての国際基準や原則を遵守すること。

### 4.3 労働安全衛生および防災

ブリヂストンは、労働安全衛生マネジメントおよび防災が、全てのステークホルダーの皆様にとって持続可能で安定した利益を確保するためにきわめて重要であると考えています。

## お取引先様への期待:労働安全衛生および防災に対する取り組みの実践

#### 必ず実施いただきたい事項

- 労働安全衛生および防災に関する自国や事業を行う地域での全ての法令を遵守いただくこと。
- これらの問題に関して、確立された方針および計画・方法、ならびにそれらのシステムおよび計画を実行するために十分な資源を確保すること。
- 労働安全衛生および防災の方針・計画・方法を全従業員に通知し、事故防止、および万が一事故が起こった場合に必要な行動について全従業員を訓練すること。
- 従業員に保護めがね、保護マスク、排気装置、安全帽、保護手袋、安全靴など、必要な保護具(PPE)を提供し、これらのPPEの使用方法を説明すること。

#### 実施をお願いしたい事項

- 事業活動の規模や範囲に応じて、労働安全衛生および防災に取り組むためのマネジメントシステムを導入すること。
- お取引先様の従業員の安全を考慮して、緊急事態や事故からの復旧計画を策定すること。
- 労働安全衛生マネジメントの慣行のための国際基準に適合すること。

ブリヂストンが事業を展開する一部の国では、労働安全衛生に関する法律や規制、および「安全」または「健康」と考えられる基準に対する見解が異なることがあります。災害予防の規制または手法も国によって異なる場合があります。一方で、ブリヂストンは、以下の4項目は、事業の規模と範囲に応じて、労働安全衛生および防災マネジメントシステムの一部として位置付け、重視すべきであると考えています。

1. 予防活動
2. 事故の早期発見
3. 緊急対応行為
4. 再発防止活動

4.3.1 予防活動 — ブリヂストンは、従業員や職場を守るためには、積極的な健康、安全、防災活動を通してリスクを最小限にすることが重要であると考えています。当社安全宣言に基づいて、ブリヂストンは4つの活動(整理・整頓・清掃(3S)、危険予知(KY)、リスクアセスメント(RA)、安全ルール)を実施しています。

4.3.1.1 整理・整頓・清掃(3S) — 3Sは、仕事に必要な物と必要でない物を区別し、必要でない物を排除し、職場において何が、どこで、どれくらいの量必要なかを明確にし、管理することや、物や職場を清潔で整頓された状態に保つのに有効です。

#### 必ず実施いただきたい事項

- お取引先様ご自身の労働安全衛生方針・計画の一環として3Sを実践すること。

#### 実施をお願いしたい事項

- 3Sについて定期的にお取引先様の従業員を教育すること。

4.3.1.2 危険予知(KY) — KYにより、従業員が事前に職場の危険に気づき、事故の発生を予防する行動を起こせるようになります。

#### 必ず実施いただきたい事項

- お取引先様ご自身の労働安全衛生方針・計画の一環としてKYを実践すること。

#### 実施をお願いしたい事項

- KYについて定期的にお取引先様の従業員を教育すること。

4.3.1.3 リスクアセスメント(RA) — RAにより、職場の潜在的なリスクの原因を特定し、特定されたリスクの潜在的な影響を判断し、従業員がリスクを軽減する行動を取ることができるようになります。

#### 必ず実施いただきたい事項

- RAを実践すること。
- RAにより特定されたリスクを軽減する措置を取ること。これらの措置は、警報システム、消火器、屋内の消火栓、防火シャッター、その他のしかるべき必要な装置の設置を含みますが、これらに限定されるものではありません。
- 安全装置を定期的に点検し、事故の場合に適切に機能することを確認すること。
- 定期的に職場と機械類の点検と保守を行うこと。
- 定期的に避難経路と非常口を明確に示し、それらを検査して、緊急の場合に適切に機能することを確認すること。

#### 実施をお願いしたい事項

- 点検と保守の実施と、それらの記録を保持すること。
- 安全装置が適切に作動し、誰でも簡単に使用でき、インターロック(一定の条件が整わないと他の動作ができなくなる仕組み)がついている機器/装置などの安全システムを設置すること。
- カメラ、レーダー、センサー、レーザーなどの技術を用いて危険な場所を監視すること。

4.3.1.4 安全ルール — 従業員の安全を守るために、各職場にルールを設定することは重要です。また、これらの規則を全従業員に通知し、確実に遵守させることが不可欠です。これらには以下のルールが含まれますが、これらに限定されるものではありません:

- エネルギー隔離に関する基準およびその手順(例: ロックアウトタグアウト「LOTO」)
- 機械の安全装置およびフェンスなどに関する基準
- 転落防止に関する基準

- 危険な化学物質を使用している場合、それらの化学物質の識別とラベリングならびに安全に処理、保管、処分、およびリサイクルを実施するための基準
- 危険/立入禁止区域に関する基準

#### 必ず実施いただきたい事項

- 労働安全衛生マネジメントシステムの一部として、お取引先様ご自身の職場におけるリスクを認識、回避、対応するためのルールを策定すること。
- お取引先様の全従業員にこれらのルールを通知すること。

#### 実施をお願いしたい事項

- 国際基準および認証されたベストプラクティスに従って独自の LOTO 基準を設定すること。
- 危険区域および立入禁止区域であることを明確に表示すること。
- 危険な化学物質を使用している場合、それらの化学物質を識別してラベリングし、安全に処理、保管、処分、およびリサイクルを実施するための措置を講じること。
- 安全装置と防護フェンスを設置すること。

4.3.2 事故の早期発見 — ブリヂストンは、予防のための活動を実施することで災害管理にアプローチしています。しかし、ブリヂストンは、その影響拡大を防ぐために、初期段階で火災やその他の事故を発見することも重要であると考えています。

#### 必ず実施いただきたい事項

- 火災警報システムおよびその他の必要な検知装置を設置すること。

4.3.3 緊急時の対応活動 — ブリヂストンは、緊急時に従業員や職場への損害を最小限にするため、あらかじめ従業員が取るべき必要な手順/処置を明確にしておくことが重要であると考えています。また、サプライチェーンの一部の供給能力に悪影響を与える可能性のある事象があれば適時に通知し、お取引先様にもこれをお願いしております。

#### 必ず実施いただきたい事項

- あらゆる場所における潜在的な緊急事態のリスクについて、全従業員に訓練を実施いただき、緊急事態発生前に避難経路を説明すること。
- あらかじめ、応急手当セットなど、避難の際に必要な支給品を準備しておき、緊急時にこれらの支給品をお取引先様従業員に提供すること。
- いかなる緊急時でも可能な限り速やかに、サプライチェーンへの影響をブリヂストンにご報告いただくこと。

#### 実施をお願いしたい事項

- 避難訓練を行い、得られた学びを緊急時の対応手順に組み込んでいただくこと。

4.3.4 再発防止活動 — ブリヂストンは、将来の労働安全衛生に関する事故または災害の再発を防ぐために、過去の事故から学習することが重要であると考えています。さらに、必要に応じてお取引先様と、当社内で確立された対策、新しい経験、および当社内で検討された措置を共有いたします。

#### 必ず実施いただきたい事項

- 再発防止のための計画を労働安全衛生および防災に関するお取引先様ご自身の方針、計画および対応手順に組み込むこと。

### 実施をお願いしたい事項

- 新たに得られた知見や任意の事項をも既存の労働安全・衛生および災害予防計画・対応手順に積極的に組み込むこと。

## 4.4 レジリエンス

4.4.1 レジリエンス — ブリヂストーンは、リスクの軽減のために最善を尽くし、軽減処置を取ったとしても、全ての状況の制御はできないことを認識しています。自然災害、気候変動の影響、病気の蔓延、政治的な混乱などの予測できない状況は、生産地域での業務の中断、または停止にまでつながる可能性があり、またこの影響は、サプライチェーン、環境、地域社会で長期化することも考えられます。

ブリヂストーンは、これらの困難に直面した場合に迅速かつ適切に対応できるように、サプライチェーンと、当社の調達活動を支援して頂いている地域社会の「レジリエンス」と「アジリティ」を強化することを目標としています。

ブリヂストーンはレジリエンスとアジリティを「変化に対処する能力」、「変化に迅速に対応する能力」とそれぞれ定義しています。

### 必ず実施いただきたい事項

- 防災およびリスク軽減に関する自国や事業を行う地域での全ての労働法および規制を遵守いただくこと。

### 実施をお願いしたい事項

- 防災およびリスク軽減のための計画を通して、業務におけるレジリエンスとアジリティを強化すること。
- 供給の途絶、供給の要求、またはその他の消費者や顧客のニーズに関連する、予期しない状況に対応する計画を作成すること。

---

## 付属書 I - 用語とその定義

# 付属書 I – 用語とその定義

**お取引先様:** この「ポリシー」では、ブリヂストンに天然ゴムなどの製品またはサービスを供給いただく直接のビジネスパートナーと定義され、ブリヂストングループ内の製造および事業部門を含みます。

**温室効果ガス:** 大気中の熱を閉じ込めるガスのことで、地球の気候変動をもたらすものです。UNFCCC(気候変動に関する国連枠組条約)が定義する温室効果ガスは、以下のとおりです:

- 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)
- メタン(CH<sub>4</sub>)
- 亜酸化窒素(N<sub>2</sub>O)
- ハイドロフルオロカーボン(HFCs)
- パーフルオロカーボン(PFCs)
- 六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)
- 三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)

**必ず実施いただきたい事項:** ブリヂストンが、お取引先様に必ず実施いただきたいと考えている事項です。これらは、ブリヂストンが、持続可能なサプライチェーンを構築し、より強力で健全な地域社会を生み出すにあたって基盤となる事項であり、またこれらを遵守することは、長期のパートナーシップおよび事業の成功にもつながると考えています。

**カーボンニュートラル:** またはネットゼロの二酸化炭素排出量は、人間活動に伴う CO<sub>2</sub> 排出量が、特定の期間にわたり、人為的な CO<sub>2</sub> 除去などにより世界全体で均衡を保っている状態の時に達成されます。

**環境配慮型調達:** 環境への影響が少ない原料やパーツの選択または環境に配慮した方法による製品やサービスの生産を推奨する調達のことです。

**環境マネジメントシステム:** 組織において、優れた環境管理を促進する一連のプロセスと手順のことです。

**虐待:** ある人物に対して何らかの形で意図的に加えられる、肉体的、性的、言語的、または精神的な危害のことです。「職権の乱用」は他人に対する影響力のある地位、権力、または権威の不適切な使用です。

**強制労働:** ILO 条約第 29 条により、ある者が何らかの処罰の脅威の下に他人から強要され、かつ、その者が自ら任意に申し出たのではない全ての労働またはサービスと定義されています。

さらに、ブリヂストンは以下を強制労働と定義しています:

- 自身の意思に反する労働
- 未払いの借金のために転職の自由を制限する、借金返済を目的とした労働
- 人身売買の結果として行う労働
- 過酷な環境での非人道的な囚人労働
- 正当な通知に基づく自発的な転職が禁止された状況下での労働
- 雇用者が、従業員の ID カード/パスポート/労働許可証を保留することの要求\*している状況下での労働
- 従業員の意思に反して雇用者が保持、管理している口座へ給料が入金されるとの条件下での労働
- 従業員が職場を離れることを禁止した状況での労働



\*特に法律によって必要とされる場合、または、その雇用者が身分証明書類を保留することを従業員が選択している場合は、この雇用者の要求は強制労働とは見なされません。この場合、従業員は前記の身分証明書類を自由に全て入手でき、従業員が外国渡航の意思を示した時および雇用関係が終了した時は直ちに返還されなければなりません。

**高炭素貯蓄(HCS)地域：**他の土地と比較して、地中に高レベルの隔離された炭素を含んでいると考えられる場所です。「HCS アプローチ」と言った場合、HCS アプローチ運営グループによる定義によれば、「今後開発対象となりうる保護すべき森林地帯を、炭素貯蔵と生物多様性価値が低い荒廃地と区別する方法」を意味します。

**高保護価値(HCV)地域：**HCV 資源ネットワークによれば、地球、国内、地域、または現地レベルで、突出して意義があるか、または非常に重要であると考えられる生物学的、生態学的、社会的、または文化的な価値をいいます。ブリヂストンは、「HCV 地域」を、HCV 資源ネットワークによって定義されている地域と捉えています。

**SBT(Science-based targets)：**産業革命以前の気温と比べ、地球の気温上昇を 1.5℃または 2℃を十分に下回るように抑えるための削減経路に則った目標のことでです。

但し、この「ポリシー」でいう SBT は、SBT に相当する Scope1, 2 の削減目標であり、以下の最低要件を満たすものです。お取引先様には、2026 年末までに SBT 相当の目標を設定いただき、SBTi による認定を受けていただくことを推奨しております。

- (1) CO2 削減目標の対象範囲: お取引様の Scope1,2
- (2) 目標年: 目標設定時点から 5 年~10 年以内 (基準年は自由だが、最新年を推奨)
- (3) 削減目標値: Scope1, 2 を対象に 1.5℃レベル=総量で 4.2%/年相当の削減。(SBTi が認める他の方法による目標設定も可。既に SBT 認定を取得している場合は最新基準に沿った認定もしくは目標設定を維持・継続すること)

**最上流：**原料や自然資源が採取または生産される場所です。トレーサビリティの観点からは、お取引先様は、ある資源が採取または生産された源点まで、サプライチェーン全体を通してさかのぼることができるべきであると当社は考えています。

**差別：**個人の尊厳を損なう何らかの行為、または人種、民族、国籍、性別、年齢、言語、宗教、信条、イデオロギー、社会的地位、障害、またはその他の保持している特徴に基づく、合理性を欠いた取り扱いのことでです。

**持続可能な調達活動：**環境配慮、人権、責任のある労働慣行および優れたガバナンスを尊重した業務を行うために、主要なビジネスパートナーとお取引先様にご協力いただきたい活動です。

**持続可能な天然ゴム：**この「ポリシー」の全ての内容に適合する方法で生産される天然ゴムです。

**実施をお願いしたい事項：**ブリヂストンがお取引先様に実施をお願いしたい事項です。ブリヂストンは、お取引先様の事業、事業展開地域や国に関する様々な状況に鑑み、全てのお取引先様が必ずしも直ちにこれらの基準を達成できるわけではないことを理解しています。

**児童労働：**その人物が存する国または地域における就業可能な法定最低年齢を下回る人物を雇用することです。ILO(国際労働機関)条約第 138 条によれば、法律や規制が存在しない場合、児童労働は軽作業の場合は 15 歳未満、危険な作業の場合は 18 歳未満の児童の雇用がこれに該当すると見なされます。一部の発展途上国では、ILO または前述の国または地域の法令に定めのある場合を除いて、14 歳が就業可能な最低年齢です。

**若年労働者：**ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナルによって、この「ポリシー」の「児童労働」の定義における年齢以上、18 歳未満の労働者と定義されています。

**自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC):** 国連の、森林減少・劣化に由来する排出削減(REDD)によって採用されている概念で、FPICは、森林に依存する地域社会のステークホルダーとの協議、それらのステークホルダーの同意、参加が、人権、先住民族の権利の保護、事業のリスク軽減に寄与することができる、という原則に基づいています。「自由」、「事前」、「情報に基づく」それぞれの定義は、UN-REDDプログラムのFPICの定義に定められています。

**小規模農家:** 通常は家族経営の、小規模の農場のことです。国連食糧農業機関の定義によれば、小規模農家は1ヘクタール未満から10ヘクタールに及ぶ土地を管理する小規模の農家、畜産業者、森林所有者、漁師を意味します。小規模農家は農場の家族システムの安定を好み、主に家族労働によって生産し、生産品の一部を家族で消費するなど、家族を養うことを主な目的としている点が特徴です。

**森林:** 国連食糧農業機関(FAO)によれば、5メートル以上の高さの樹木が0.5ヘクタール超にわたって広がっていて、10%超を林冠が覆っている土地、または樹木がこれらの基準に達しうる土地と定義されます。その大部分が農業または都市利用されている土地は含まれません。

**森林破壊:** 事業拡大の目的で、原生林、または高保護価値(HCV)や高炭素貯蓄(HCS)の地域を開墾することです。

**ステークホルダー:** 他人または団体の活動によって利益を得る、または影響を受ける可能性のある人または団体です。ブリヂストンの事業に関しては、ステークホルダーは消費者、顧客、国際および地域社会、先住民族、業界団体、株主、従業員、NGO、その他の組織、および国または地方政府を含みますが、これに限られません。

**先住民族:** 国連により、以下の通り定義されています:

- 個人レベルで先住民族であるという自意識があり、地域社会にその一員として受け入れられている人々
- 移民などの入植以前からその土地に住む人々
- 領土および周囲の自然資源と強い結びつきのある人々
- 独自の社会的、経済的、または政治的システムを持つ人々
- 独自の言語、文化、信念を持つ人々
- 社会の非支配的なグループを形成している人々
- 先祖伝来の環境やシステムを、独特の民族や地域社会として維持し、再現する意思をもつ人々

**贈収賄:** 国連腐敗対策ツールキットによれば、行為または決定に不正に影響を与えるために利益を提供することを意味し、賄賂を求める人物、または贈賄を申し出、または実際に賄賂を支払う人物により開始される行為です。贈収賄は、典型的な汚職の形態の一つです。

**尊重:** ある個人、その価値観または長所、個人的な資質や能力、または個人的な資質や能力を明示すると考えられることを高く評価することです。これは、権利、特権、特権的な地位、または特定の権利や特権を有していると考えられる人または物に敬意を払うことでもあります。

**地域社会:** 互いが一緒に、または近くの特定期域に住む人々のグループです。

**泥炭地帯:** 水が充満した環境に、部分的に腐敗した植物が堆積している湿地帯です。

**透明性:** 全ての調達活動とより広いビジネス業務における、明確なコミュニケーション、正確で誠実な商取引、参加、公平な関係、および誠実さを示すことへの誇りを意味します。

**土地の収奪:** 国際土地連合のティラナ宣言によれば、以下の1つ以上に該当する土地の取得または譲与と定義されます:

(i)人権、特に性の平等の権利を侵害している。(ii)影響を受ける土地利用者のFPICに基づいていない。(iii)十分な評価に基づいていない、または社会的、経済的、環境的な影響を無視している(性別を理由にしてこれらの影響を加味すること、または加味しないことを含む)。(iv)活動、雇用、利益の共有について明確で拘束力のある条

件を明示した、透明性のある契約に基づいていない。および(v)効果的で民主的な計画、独立性の認められる監督、当事者の意義ある参加に基づいていない。

**トレーサビリティ:** 原料や製品がどこから調達され、どのように生産され、誰が関わり、これらの原料または製品の調達がサプライチェーンに関わる全ての人々に与える影響を明確に知り、確認するための能力です。

**ハラスメント:** 犠牲者をおとしめ、脅かし、または不快にさせ、その結果犠牲者にとって敵対的な環境を作る、不要で歓迎されない言動です。

**プライバシー:** 情報に関係している個人または事業の許可が得られない限り、他人と共有すべきでない秘密情報などを守ることでです。

**紛争鉱物:** 経済協力開発機構(OECD)による定義では、テロリストの資金調達、人権侵害、経済的・社会的発展の阻害など、武力紛争に直接的または間接的に関与する可能性のある原材料を指します。

**水資源が逼迫する地域:** 水不足、水の乏しさに直面している地域のことです。気候変動が地球に与える影響により、特定の地域は水の使用可能性に関する更なるリスクに直面する可能性があります。

**ライフサイクル:** 全ての製品の導入から引揚げ、適切な使用の終了または最終的な製品寿命の終わりまでを通じたサイクルのことです。これは、製品またはサービスの製造や非生産地点に限らず、全体的なバリューチェーンを指します。

---

## 付属書 II - 参考資料

## 付属書 II – 参考資料

この「ポリシー」作成にあたり、以下を参考資料として参照しています。

- [Bridgestone Corporation Global Policies](#)
- [Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora](#)
- Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO), [“Global Forest Resources Assessment Working Paper \(FRA\) 2015”](#)
- Directive on corporate sustainability due diligence and other Human rights and forced labor related laws and regulations
- EU Deforestation-free Regulation
- [EU REACH regulation](#)
- [EU RoHS Directive](#)
- [EU ELV Directive](#)
- [FAO’s Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure \(VGGT\)](#)
- [Global Automotive Declarable Substance List \(GADSL\)](#)
- [High Carbon Stock Approach Steering Group](#)
- [High Conservation Value Resource Network](#)
- [International Covenant on Civil and Political Rights](#)
- [International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights](#)
- [International Institute for Sustainable Development \(IISD\)](#)
- [International Labour Organizations](#) Conventions:
  - 138 - The Minimum Age Convention, defines that no person below 15 years old, or 14 years old in some developing countries, is allowed to work, except in very specific circumstances.
  - 146 – Minimum Age Recommendation, recommends minimum age to be 16 years, and also addresses hazardous employment work and employment conditions.
  - 182 - The Worst Forms of Child Labour Convention describes the circumstances under which any person under 18 years of age may not be exposed to.
  - 29 – Forced Labour Convention, describes commitments to suppress the use of forced or compulsory labor in all its forms.
  - 105 - Abolition of Forced Labour Convention, describes commitments to the non-use of forced labor.
  - 110 - Plantations Convention, describes the conditions of employment of plantation workers, including migrant workers.
  - 111 – Discrimination (Employment and Occupation), addresses discrimination within the field of employment and occupation, and defines the term “discrimination.”
  - 100 – Equal Remuneration Convention, recognizes basic or minimum wage of a worker which shall be equal for both men and women.
  - 87 - Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention, addresses the freedom of association and protection of the rights to organise
  - 98 - Right to Organise and Collective Bargaining Convention, addresses the right to organize and collectively bargain to protect against anti-union discrimination.
  - 169 - Indigenous and Tribal Peoples Convention – is an international treaty open for ratification

that deals exclusively with the rights of Indigenous and tribal peoples.

- [ISO14001](#) – Environmental Management Systems Standard
- [ISO20400](#) – Sustainable Procurement Guidance
- [ISO 26000](#) – Guidance on Social Responsibility
- [ISO 9001](#) – Quality Management Systems Standard
- Modern Slavery Act 2015 (UK)
- [Occupational Health and Safety Administration](#) (OSHA)
- OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas
- Policy Framework - Global Platform for Sustainable Natural Rubber
- Roundtable on Sustainable Palm Oil (2015) - Free, Prior and Informed Consent
- [Social Accountability International](#) (SAI)
- [Science Based Target](#)
- [Tirana Declaration](#) – “Securing land access for the poor in times of intensified natural resources competition”
- [Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games Fundamental Principles for the Sustainable Sourcing Code](#)
- [United Nations collaborative initiative on Reducing Emissions from Deforestation and forest Degradation](#) (REDD+)
- [United Nations Declaration on the rights of Indigenous Peoples](#)
- [United Nations Environment Programme](#)
- [United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights](#)
- [United Nations High Commissioner](#) for Refugees Policy on Harassment, Sexual Harassment, and Abuse of Authority
- [United Nations New York Declaration on Forests](#)
- [United Nations Office on Drugs and Crime](#)
- United Nations [Sustainable Development Goals](#)
- [United Nations Universal Declaration on Human Rights](#)
- [United Nations Guiding Principle 31\(globalnaps.org\)](#)
- [United Nations REDD Program Guidelines on Free, Prior and Informed Consent](#)